

第686回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成27年 6月 11日（木）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）誤びゅう防止について

業務部 福田 管理課長

（2）他法令手続のオンライン化実施状況について

業務部 五島 統括審査官（通関総括第3部門）

4、その他・連絡事項等

- ・ NACCS 貿易管理サブシステムの停止について
- ・ 電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（5月分）について
業務部 浦本上席審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 **平成27年7月14日(火)** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

NACCS貿易管理サブシステム停止中に電子ライセンスを 使用して輸出入申告を行う際の取扱いについて

NACCS貿易管理サブシステムが、ハードウェア更改に伴い、下記1の期間に停止となります。

この停止期間中における電子ライセンス（経済産業省の輸出許可・承認証等）を使用する輸出入申告の取扱いにつきましては、下記2のと通りの運用となりますので、ご承知おき願います。

記

1. 停止期間

平成27年6月20日（土）午前0時から翌21日（日）午前8時まで
（土曜日丸一日と日曜の朝8時まで）

2. 停止期間中の運用

NACCS貿易管理サブシステムの停止中に輸出入申告を行う場合は、

- ① 申告事項登録（EDA/IDA）の際に、「輸出承認証等番号等」欄に当該申告で使用する電子ライセンスの番号を入力するとともに、「識別コード」欄に書面のライセンスであることを示す次のコードを入力してください。

- ・ FENO：外国為替及び外国貿易法第48条第1項許可番号の場合
- ・ ELNO：輸出承認証番号の場合
- ・ ILNO：輸入承認証番号の場合
- ・ JKAK：事前確認番号の場合

- ② 電子ライセンスを「JTS電子ライセンス情報照会」業務によりプリントアウトした輸出許可証等と「電子情報処理組織が運用を停止している間に行う通関の記録」（別添）を併せて税関に提出し、後者の記録様式に税関の確認印を受けてください。

（なお、別添の記録様式は、裏書きを要さない包括系の許可/承認証の場合は提出不要となります。）

別添

電子情報処理組織が運用を臨時に停止している間に行う通関の記録

輸出許可（輸出承認・輸入承認・確認）番号：

税関申告番号 申告年月日	*1 商品 番号	商 品 名	*2 送状数量 [単位]	送状金額 [単位] 建 値	通関数量 (船積数量) [単位]	*2 通関金額 [単位]	*3 積出港	備 考	通関年月日 税関記名押印

- 注 (1) * 1 : 輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合、輸出許可又は輸出承認の商品が記載されている欄の番号を記載すること。輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。
- (2) * 2 : 輸出許可又は輸出承認に係る貨物の場合は記載不要。
- (3) * 3 : 輸入承認又は事前確認に係る貨物の場合は記載不要。

○他法令手続のオンライン化実施状況について

2015年6月11日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部
通関総括第3部門

	手続名	根拠法令、根拠規定	平成25年度		
			手続の年間申請件数(A)	オンライン申請等件数(B)	オンライン利用率(B/A*100)
FD	食品等の輸入の届出	食品衛生法第27条	2,185,658	2,100,198	96.09%
PL	輸入植物等の検査の申請	植物防疫法第8条第1項	287,929	276,528	96.04%
	輸出植物等の検査の申請	植物防疫法第10条第1項及び輸出植物検疫規定(農林省告示)	22,657	16,014	70.68%
AN	病原体の輸入に関する届出	家畜伝染病予防法第36条の2第1項	2,564	218	8.50%
	動物の輸入に関する届出	家畜伝染病予防法第38条の2第1項	367	363	98.91%
	指定検疫物の輸入の届出	家畜伝染病予防法第40条第1項	202,613	198,004	97.73%
	請求による輸入検疫証明書の交付	家畜伝染病予防法第44条第2項	32,400	31,452	97.07%
	輸出検査の申請	家畜伝染病予防法第45条第1項	19,780	11,578	58.53%
	積み替え動物の届出	家畜伝染病予防法施行規則第45条	2,617	0	0.00%

総務省 行政手続オンライン化法第10条に基づく公表「平成25年度における行政手続オンライン化の状況」の「各行政機関における行政手続オンライン化の実施状況」から抜粋

横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2013年10月	28%
2013年11月	32%
2013年12月	41%
2014年1月	43%
2014年2月	43%
2014年3月	47%
2014年4月	47%
2014年5月	47%
2014年6月	46%
2014年7月	48%
2014年8月	49%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	55%
2014年12月	59%
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%
2015年5月	87%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2013年10月	25%
2013年11月	30%
2013年12月	34%
2014年1月	38%
2014年2月	38%
2014年3月	40%
2014年4月	42%
2014年5月	44%
2014年6月	44%
2014年7月	47%
2014年8月	48%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	60%
2014年12月	62%
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%
2015年5月	71%

2015年5月の内訳

海上	87%
航空	86%

2015年5月の内訳

海上	71%
航空	57%

【参考】 2015年4月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	54%
横浜	87%
神戸	86%
大阪	72%
名古屋	80%
門司	76%
長崎	91%
函館	94%
沖縄	84%
合計	80%

輸入	
東京	49%
横浜	69%
神戸	73%
大阪	72%
名古屋	75%
門司	75%
長崎	80%
函館	70%
沖縄	80%
合計	66%